

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可（三件）……………
 - ………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
 - 都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）…（同）…
 - 建築士法による二級建築士免許の取消し……………
 - ………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
 - 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………
 - ………（環境局自然環境部計画課）…
 - 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新……………（同）…
 - 知事指定薬物の指定の失効……………
 - ………（福祉保健局健康安全部業務課）…
- 告示（公）**
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し……………
- 公告**
- 開発行為に関する工事完了……………
 - ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
 - ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
 - 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………
 - ………（水道局）…

告示

○東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………（同）…

●東京都告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 足立区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・三・百二十六号上沼田東公園

三 事業施行期間 令和四年一月二十八日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 足立区江北六丁目地内

取用の部分

使用の部分

なし

●東京都告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業練馬第二・二九十二号どんぐり山憩いの森公園

三 事業施行期間 令和四年一月二十八日から令和七年

三月三十一日まで
取用の部分
練馬区北町七丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第九十四号多摩川親水緑地

三 事業施行期間 令和四年一月二十八日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

使用の部分

なし

●東京都告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成三十一年東京都告示第六百七十七号東京都都市計画公園事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第九・六・五号砦公園

三 事業施行期間 平成三十一年四月十二日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第七百二号東京都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第九十六号岡本いこいのもり緑地

三 事業施行期間 令和二年四月二十四日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第八十五号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 免許の取消しをした年月日 令和四年一月七日

二 免許を取り消した者

氏名

毛利 壽子

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第五三二六五号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日 令和四年一月七日

二 免許を取り消した者

氏名

秋山 清五

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第三〇八七六号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

●東京都告示第八十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和四年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称

一般財団法人自然環境研究センター

二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所

墨田区江東橋三丁目三番七号

三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

理事長 大塚 柳太郎

四 その他

一の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第八十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十

八条の八に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新をしたので、法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「更新認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

令和四年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 更新認定鳥獣捕獲等事業者の名称

一般財団法人自然環境研究センター

二 更新認定鳥獣捕獲等事業者の住所

墨田区江東橋三丁目三番七号

三 更新認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

理事長 大塚 柳太郎

四 その他

一の更新認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

一 項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第八十八号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有

効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第九号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和四年一月二十九日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	1 - { 1 - [1 - (4 - プロモフェニル) エチル] ピペリジン - 4 - イル } - 1, 3 - ジヒドロ - 2 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 2 - オン及びその塩類	B r o r p h i n e
(2)	5 - (シクロヘキシルメチル) - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 2, 5 - ジヒドロ - 1 H - ピリド [4, 3 - b] インドール - 1 - オン及びその塩類	C U M Y L - C H - M E G A C L O N E, C U M Y L - C H M E G A C L O N E, C H M - S G T - 1 5 1
(3)	メチル = 2 - [7 - アザ - 1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルプタノアールト及びその塩類	5 F - M D M B - P 7 A I C A

告示(公)

●東京都公安委員会告示第33号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に該当するに至ったので、令和3年12月17日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和4年1月28日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに法人名称

(1) 立川市曙町二丁目5-11 ら・てーるビル3階

「スワイル1」 有限会社新開産業

(2) 立川市曙町二丁目5-11 ら・てーるビル4階

「スワイル2」 有限会社新開産業

2 処分事由

正当な事由がなく6月以上休業

3 その他

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全全部保安課経由）に対して審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、「処分取消の訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができません。）」。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消の訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消の訴えを提起することができません。）。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和四年一月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名
立川市上砂町二丁目二十四番 国分寺市東戸倉一丁目十六番地四十一
十九、同番二十及び同番五十一
株式会社富晴

代表取締役 富田 譲治
東大和市芋窪六丁目千五百二十五番一及び千七百一十三番一
東大和市上北台三丁目四百一十一番地一
株式会社ティエラ
代表取締役 東宮 博士

青梅市榎木町三丁目七百七十番一
青梅市榎木町三丁目七百七十二番地の一
古屋 稔

東大和市桜が丘四丁目三百九番一の一部、同番二、同番二地先、同番三、同番四、三百十番三十二及び同番三十三
東大和市上北台三丁目四百一十一番地の八
株式会社ヒカリ企画
代表取締役 本橋 光晴

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 セレオ国分寺

二 店舗所在地 国分寺市南町三丁目二十番三号

三 設置者名 株式会社JR中央線コミュニケーションデザイナー

四 意見

ア 聴取者 国分寺市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年一月十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

<p>六 縦覧期間 令和四年一月二十八日から同年二月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>指定番号 七一九七</p> <p>商号 三倉建設株式会社</p> <p>代表者 西澤 正彦</p> <p>住所 板橋区徳丸三丁目十八番八号</p> <p>廃止年月日 平成三十三年三月三十一日</p>	<p>六九二五</p> <p>株式会社 長澤工務店</p> <p>長澤 三郎</p> <p>渋谷区本町四丁目三十番六号</p> <p>同日</p>
<p>一 店舗名 ユニカ新宿ビル</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十三番七号</p> <p>三 設置者名 株式会社ユニカ</p> <p>四 意見 新宿区長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和四年一月十八日</p>	<p>六九六五</p> <p>フタミ設計 備設計</p> <p>二見 照夫</p> <p>港区高輪三丁目八番十号</p> <p>令和三年三月三十一日</p>	<p>六七二〇</p> <p>藤巻設備株式会社</p> <p>藤巻 俊二</p> <p>神奈川県横浜市保土ヶ谷区新井町二百七十四番地の十五</p> <p>同日</p>
<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和四年一月二十八日から同年二月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六九八七</p> <p>日本水理株式会社</p> <p>小久保圭子</p> <p>大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目四番六号</p> <p>同年九月三十日</p>	<p>七〇六〇</p> <p>株式会社 国土サービス</p> <p>中山 勝幸</p> <p>中野区東中野一丁目三十二番六号</p> <p>同日</p>
<p>東京都市指定給水装置工事事業者の事業廃止について</p> <p>水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。</p> <p>令和四年一月二十八日</p> <p>東京都水道局長 浜 佳葉子</p>	<p>七〇九五</p> <p>株式会社 ヒジリ建設</p> <p>庄子 佳奈</p> <p>宮城県仙台市青葉区落合五丁目十五番三十八号</p> <p>同年十一月一日</p>	<p>七九六七</p> <p>大原商会</p> <p>原 重雄</p> <p>あきる野市野辺四百番地</p> <p>同日</p>
<p>八八六八</p> <p>株式会社 笹原設備</p> <p>笹原 慎一</p> <p>町田市忠生一丁目二十番七</p> <p>同日</p>	<p>七〇一五</p> <p>日産住設株式会社</p> <p>澳原 広明</p> <p>練馬区関町東一丁目十三番六号</p> <p>同年十二月八日</p>	<p>六八五九</p> <p>株式会社 日本エンジニアリング</p> <p>田辺 洋一</p> <p>新宿区三栄町二十七番地九</p> <p>同日</p>
<p>七一六二</p> <p>株式会社 桶新設備</p> <p>山崎 達雄</p> <p>埼玉県越谷市大字西新井八百九十番地</p> <p>同日</p>	<p>九六六一</p> <p>城総合設備</p> <p>安部 城通</p> <p>神奈川県横浜市神奈川</p> <p>同日</p>	<p>六八七二</p> <p>有田建設株式会社</p> <p>多田 次子</p> <p>大田区南雪谷四丁目五番三十三号</p> <p>同日</p>

七三四一 田代住設 田代 重男 武蔵村山市 同日

中原一丁目
二十番地の
九

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に
ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次
のとおり事業の休止の届出があった。

令和四年一月二十八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 休止年
月日

六六四八 アトラス 上田 淳 神奈川県川 令和元年
商事株式 会社 崎市宮前区 十二月二
七番地四十 十五日
三エステイ
F | 宮崎台一

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

